



総務だより



発行所：株式会社 MJメディカル
〒337-0051 さいたま市見沼区東大宮 1-71-25

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

昨年10月に新設された「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、4月からの経過措置が設けられ、2023年12月31日まで適用されます。

I. 施設基準

- ① オンライン請求を行っている。※
- ② マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行っている。
- ③ オンライン資格確認を行っていること、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、医療機関の見やすい場所に掲示及びホームページ等に提示している。

※オンライン請求を行っていない医療機関は2023年12月31日までにこれを開始する旨について届け出た場合は、①を満たしているものとみなす。(算定開始日は厚生局にご確認ください。)

II. 算定点数

オンライン資格確認を運用した日から算定可能

		R5.3 まで	R5.4~12
初診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 (マイナンバーカードを利用しない場合)	4点	6点
	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 (マイナンバーカードを利用する場合)	2点	2点
再診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3 (マイナンバーカードを利用しない場合)	—	2点
	マイナンバーカードを利用する場合	—	—

同一月にいずれか1回のみの算定であり、初診時・再診時にすでに算定している場合は併算定できない。

III. 算定対象例

【初診の場合は加算1、再診の場合は加算3】

- 健康保険証にて確認を行った患者
- マイナンバーカードにて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しなかった患者
- マイナンバーカードが破損等により利用できない患者や、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している患者

【加算2】

- マイナカードを用いた資格確認により診療情報を取得した患者
- 他医療機関から診療情報の提供を受けた場合
- 診療情報取得を試みた結果、その情報が存在しなかった場合

【加算不可】

- 患者はマイナカードを提示したいのに、クリニックのマイナカード読み取り機器が故障している場合
- 電話やオンライン診療・往診及び訪問診療時

IV. Q&A

Q1. 施設基準にある「ホームページ等に掲示」とは具体的にはどのようなことか？

⇒ホームページへの掲載、自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌の掲載、医療機能情報提供制度等への掲載等が該当する。

Q2. 2023年12月31日までにオンライン請求を開始する旨について届け出たが、期日までに開始されていない場合はどうする？

⇒届け出時点にさかのぼって当該加算の要件を満たさなかったものとして取り扱う。

Q3. 同一月に初診時はマイナカードを持っていない場合で、再診時にカードもっている場合は、どうなる？

⇒初診時は、加算1の6点を算定。一月に1回のみの算定であり、すでに初診時に算定しているため、再診時は加算できない。

\$ 直近の経済情報 \$

日経平均株価	31,268.72 円
金価格(g)買値	8,804 円
銀価格(g)買値	106.4 円
ドル円相場	140.26 円
(日本国債金利)	
5年もの	0.112 %
10年もの	0.453 % ※5月30日時点